

れ も ん 通 信 第7号

令和4(2022)年2月8日

☆中央・大阪府の相談

- 認知症電話相談窓口(厚生労働省・大阪府):代表的な所は次の通りです。
☆認知症に関する電話相談(公益社団法人 認知症の人と家族の会)
電話番号0120-294-456(フリーダイヤル) 月~金(祝日除く)10:00~15:00
☆大阪府若年性認知症相談(NPO法人認知症の人とみんなのサポートセンター)
電話番号:06-6977-2051 月・火・木・金10:00~16:00 来所・訪問相談も有

☆認知症に関する活動

- ①若年性認知症⇒NPO法人認知症の人とみんなのサポートセンター(東成区・06-6942-6490)を訪問し、若年性認知症の支援状況、上記相談事業の現状等を伺ってきました(12月28日・火)。特に、冊子「若年性認知症の親を持つ子どもたちへ」の提示がありました。これは、アンケート結果に基づき、子ども側から見た若年性認知症支援のあり方が書かれており、「一人で抱え込まない、就学を諦めない」など心の問題から、社会資源や成年後見など制度面まで解説しています。なお、このことは、ヤングケアラー問題とも絡み、今後更なる社会の支援が急がれる所です。
- ②河内長野市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業⇒認知症高齢者らが日常生活における偶然事故により第三者に対して法律上の損害賠償責任を負う場合等に、保険金の支払いが受けられる制度です。市民の保険金負担はなし、補償額は1事故・最大1億円となっています。
- ③河内長野市おれんじチーム(認知症初期集中支援チーム)⇒12月20日(月)、1月24日(月)には、「おれんじチーム」のチーム員会議が開催されました。また、認知症あったかねっと⇒1月19日(水)にあり、認知症地域支援推進員の活動報告等がありました(於・河内長野市役所)。

☆成年後見制度に関するお知らせ

- ①成年後見制度申立てに必要な書類(法定後見・任意後見ともに) <所管:最高裁判所事務総局家庭局>
○「本人情報シート」:本人を支援しているケアマネジャー・社会福祉士らが作成します。令和2年12月現在、本シートの提出率(全国)は、84.3%となっています。<任意提出>
- 「診断書」:成年後見申立てに医師が書く診断書(A4判裏表)様式が改訂されました。<必須提出>
- 「親族の意見書」:成年後見人等の候補者に対して、親族の意見が述べられるようになっています。親族の意図しない人が成年後見人等に選ばれないようにするために。
- ②成年後見関係事件の概況(令和2年):利用者数は232,287人、申立て件数は37,235件、うち市町村長申立てが23.9%と過去最高で、また、親族後見人は21.0%と年々減少しています。
- ③法定後見における総合支援型後見監督人制度の運用開始:成年後見人等に親族が就任した場合、その親族に後見事務を支援する監督人(司法書士等)が付けられる(9ヶ月程度)制度がいよいよ始まります。
- ④成年後見制度利用促進事業に関する懇談(広域連携):1月12日(水)に千早赤阪村(福祉課)における本事業の取組み等について意見交換を行いました。アウトーチに重きが置かれ、スピード感をもって対応されている姿が浮かび上がっていました。なお、本制度は主に、(十分に活用されていない)成年後見制度の利用促進を図るために、申立費用や成年後見人等の報酬等を市町村が負担する制度のことです。
- 成年後見や認知症のことなどで、気になることがありましたら、地域連携室迄ご相談下さい。

「れんけいレポート 第76号・令和4(2022)年2月号」より